

平成 31 年度福島県立安積黎明高等学校入学者選抜 III 期選抜 募集要項

〒 963-8017 福島県郡山市長者二丁目 3 番 3 号

電話 024-932-0443

1 募集定員

全日制の課程普通科 280 名から I 期選抜と II 期選抜の合格者数を除いた数とする。

2 通学区域

通学区域は「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。

3 出願資格

「平成 31 年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の出願資格を満たす者

4 出願方法及び出願に必要な書類

(1) 出願方法

- ① 中学校卒業後及び卒業見込の者は、在学(出身)中学校長を通して、本校校長に出願する。
- ② 上記①以外の者は、直接、本校校長に出願する。

(2) 出願に必要な書類

- ① 中学校卒業後及び卒業見込の者
 - ア 入学願書(県教育委員会において作成したもの)
 - イ 平成 31 年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書(以下「調査書」という。県指定の様式)
 - ウ 受験票用紙(県教育委員会において作成したもの)
 - エ 入学検定料納付済証明書用紙(県教育委員会において作成したもの)
エは、III 期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。
- ② 上記①以外の者
 - ア 入学願書(上記①アに同じ)
 - イ 健康診断書(平成 31 年 1 月以降に医師の診断を受けたもの)
ただし、「平成 31 年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に示された「第 1 入学者募集」の「2 出願資格」の「2 中学校卒業後と同等以上の学力があると認められる者」の(2)に相当する者については、健康診断書の提出を免除することができる。
 - ウ 履修証明書、学習成績証明書
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの
 - エ 受験票用紙(上記①ウに同じ)
 - オ 入学検定料納付済証明書用紙(上記①エに同じ)
オは、III 期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。
- ③ 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、県指定の様式で作成した志願者名簿を添付する。
- ④ 入学願書には、入学検定料として 2,200 円の「福島県収入証紙」を貼付する。
ただし、志願者において消印しない。
なお、I 期選抜、II 期選抜又は連携型選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、I 期選抜、II 期選抜又は連携型選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」又はその写しを入学願書の裏面に貼付する。

5 出願期間

出願は、平成 31 年 3 月 15 日(金)から 3 月 18 日(月)までとする。

受付時間は、午前 9 時から午後 4 時までとし、出願最終日は、午前 9 時から正午までとする。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、簡易書留料と郵送料を合わせた切手を貼付した返信用封筒(長形 3 号)を同封の上、平成 31 年 3 月 18 日(月)正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

6 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書(県指定のもの)を出願に際して本校校長に提出できる。

自己申告書の提出方法、提出の期間は「平成 31 年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に記載されているとおりとす。

7 県外等からの出願

「平成 31 年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。

8 出願先変更

出願者は、平成 31 年 3 月 19 日(火)に、1 回に限り、出願先を変更することができる。

受付時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

ただし、午後 5 時までに中学校長からの協議があり、出願者に特別な事情があると認められる場合には、受付時間について弾力的な対応をする。

9 出願の取消し

(1) 中学校卒業後及び卒業見込の者が出願を取り消す場合は、出願取消届(県指定の様式)を、在学(出身)中学校長を通して、出願期間終了後に本校校長に提出する。

(2) 上記(1)以外の者は、出願取消届(県指定の様式)を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。

(3) 出願を取り消す者は、本校校長に受験票を返還する。

ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

10 選抜方法・選抜資料

中学校長から提出された調査書(中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、提出された履修証明書、学習成績証明書)の審査結果、面接の結果及び小論文の結果を資料として、本校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、志願者の学ぶ意欲を重視し、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。自己申告書の提出があった場合は、志願者を理解するための補助資料として取り扱う。

(1) 調査書

「各教科の学習の記録」の評定については、135 点満点とする。「特別活動等の記録」は点数化しないが、内容は精査する。

(2) 面接

個人面接を実施する。面接については段階評価する。

(3) 小論文

小論文を実施する。小論文については点数化する。

11 小論文・面接の日時及び会場

- (1) 日 時 平成 31 年 3 月 22 日(金)午前 9 時から
- (2) 会 場 本校各検査会場
- (3) 日 程 集 合：午前 8 時 30 分までに検査会場に入室すること。(検査会場入場開始は午前 8 時予定)
小論文：午前 9 時 00 分～午前 10 時 00 分
面 接：午前 10 時 30 分～午前 11 時 30 分(予定)

(4) 注意事項

- ① 受験票、上ばき、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム、コンパス、定規を持参すること。
ただし、下敷、分度器、各辺の長さの比が印字された三角定規、分度器機能の付いた折りたたみ式直定規は使用できない。
- ② 計算機能や言語表現機能を有するものは持ち込まない。
- ③ 携帯電話等の通信機器は持ち込まない。

12 合格者発表

- (1) 平成 31 年 3 月 25 日(月)午後 3 時以降に本校で発表する。(電話による問い合わせには応じない。)
- (2) 合格者に対して、合格通知書を交付する。
- (3) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

13 障がい等のある志願者に対する配慮

「平成 31 年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。

14 その他

不明な点があれば、本校に問い合わせること。